

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年9月6日 12時37分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町船浦港上原地区東方沖の浅礁（西表島） 船浦港上原地区沖防波堤灯台から真方位091° 1.2海里付近 （概位 北緯24° 25.1′ 東経123° 49.6′）
事故の概要	旅客船サザンクロス5号は、航行中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年9月7日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 サザンクロス5号、19トン
船舶番号、船舶所有者等	290-48986沖縄、八重山観光フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3.6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客25人を乗せ、沖縄県石垣市石垣港に向け、船浦港上原地区を出港して約30ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）でしばらく東進した後、船長が、目視及びGPSプロッターで変針目標である船浦港北口第三立標（以下「本件立標」という。）を左舷側に確認して右舵を取って南東進し、左右を浅礁で挟まれた水路（以下「本件水路」という。）に入ったところ、右側の浅礁に接近していることに気付き、スロットルレバーを下げて左舵を取ったが、船尾部付近に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、船尾部付近が浅礁に乗り揚げたと思い、主機を中立にして船内を点検したところ、旅客に負傷がなく、また、船体及び機関に損傷がないことを確認し、所属する会社に連絡して僚船の来援を依頼し、主機の回転数を上げると振動が生じるので、減速して航行し、本件水路の外に出した。</p> <p>本船は、来援した僚船に旅客を移乗させた後、減速して航行を続け、石垣港に入港した。</p> <p>船長は、本事故後、本件立標を左舷側に確認して右舵を取った際、船首方に見える別の立標（船浦港北口第六灯標）の見た位置がいつもと違っていたので、右舵を取った舵角が大きかったのではないかと思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.0mであった。</p>
分析	本船は、約30knの速力で東進していた際、船長が、目視及びGPS

	<p>Sプロッターで変針目標である本件立標を左舷側に確認して右舵を取って本件水路に入り、船首方に見える別の立標の見えた位置がいつもと違っていたことに気付いたものの航行を続けたことから、右側の浅礁に接近し、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が約30knの速力で東進していた際、船長が、目視及びGPSプロッターで変針目標である本件立標を左舷側に確認して右舵を取って本件水路に入り、船首方に見える別の立標の見えた位置がいつもと違っていたことに気付いたものの航行を続けたため、右側の浅礁に接近し、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、変針後、船位の異変に気付いた場合、船位の確認を行い、必要あれば減速すること。 ・ 慣れた海域においても、左右が浅礁で挟まれた水路を航行する場合、減速するなど慎重な操船を心掛けること。